

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

1 各区の人口増加の特徴

人口の増加
神戸市全体の人口増加の特徴を

みると、市制が施行された明治二十二（一八八九）年から第一次世界大戦を経て大正九（一九二〇）年に至る間に、人口は約四・六倍に増加した。また世帯当たりの人口も増加し（二十二年の三・九三人→九年には四・三八人へ）、性比（男子人口を女子人口で割った

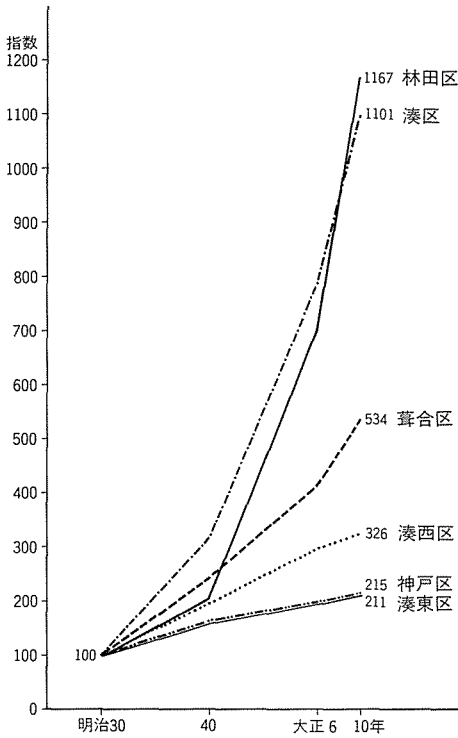


図 25 区別人口の推移

の 推 移

湊 区			湊 西 区			林 田 区		
A	B	C	A	B	C	A	B	C
3,662	100	1.9	58,545	100	30.3	10,166	100	5.3
4,204	115	2.0	66,264	113	30.9	11,993	118	5.6
4,710	129	2.0	70,709	121	29.9	13,287	131	5.6
5,054	138	2.1	74,882	128	30.5	14,402	142	5.9
5,900	161	2.3	80,333	137	31.0	15,961	157	6.2
6,569	179	2.4	85,663	146	31.2	17,120	168	6.2
7,378	201	2.6	89,650	153	31.1	18,266	180	6.3
8,033	219	2.7	93,399	160	31.4	18,884	186	6.4
9,351	255	2.9	102,550	175	31.8	20,968	206	6.5
10,178	278	2.9	108,151	185	31.2	24,419	240	7.1
11,807	320	3.2	114,054	195	31.5	26,508	260	5.7
13,129	358	4.8	120,696	206	31.5	27,869	274	7.3
14,728	402	3.8	124,769	213	32.1	28,608	281	7.4
15,939	435	4.0	128,765	220	32.0	30,822	303	7.7
17,377	475	4.2	132,913	227	32.0	33,045	325	8.0
18,865	515	4.4	138,554	237	32.1	36,261	357	8.4
20,435	558	4.6	141,115	241	32.0	40,574	399	9.2
22,145	605	4.8	145,931	249	31.9	43,769	431	9.6
25,804	705	5.2	154,998	265	31.1	54,480	536	10.9
28,131	768	5.3	162,531	278	30.7	61,981	610	11.7
28,644	782	5.1	168,822	288	30.2	70,965	698	12.7
31,087	849	5.3	175,695	300	29.7	81,087	798	13.7
34,681	947	5.5	184,401	315	29.1	94,609	931	15.0
37,635	1,028	5.7	188,771	322	28.5	106,572	1,048	16.1
40,332	1,101	5.9	190,764	326	27.9	118,647	1,167	17.3

って神戸市人口は9年688,491人, 10年714,976人。これとは別に国勢調査方法に

数值も縮小することから、神戸市への人口流入に、「出稼」型から家族ぐるみの流入となる「定着」型への転換があったことがわかる。

ここでは、それに加えて、区ごとの人口変動をみておこう。

図25・表18は、神戸市全体の人口と、区ごとの人口の推移をあらわしたものである。ここからは、①市全

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 128 区 別 人 口

区分 年次	6区合計				葺合区			神戸区			湊東区		
	A	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
明治30年	193,001	24,134	100	12.5	48,088	100	24.9	48,406	100	25.1			
31	214,119	26,972	112	12.6	51,074	106	23.9	53,612	111	25.0			
32	236,129	31,022	129	13.1	59,010	123	25.0	57,391	119	24.3			
33	245,675	29,807	124	12.1	60,270	125	24.5	61,259	127	24.9			
34	259,040	34,907	145	13.5	61,192	127	23.6	60,747	125	23.5			
35	274,449	36,098	150	13.2	65,106	135	23.7	63,893	132	23.3			
36	283,909	39,493	164	13.7	67,226	140	23.3	65,896	136	22.9			
37	297,276	41,986	174	14.1	66,596	138	22.4	68,378	141	23.0			
38	322,131	46,149	191	14.3	70,297	146	21.8	72,816	150	22.6			
39	345,952	49,597	206	14.3	76,357	159	22.1	77,250	160	22.3			
40	363,593	58,226	241	16.1	78,240	162	21.6	79,758	165	22.0			
41	377,208	56,105	232	14.7	78,177	163	20.5	81,232	168	21.3			
42	387,915	58,986	244	15.2	79,227	165	20.4	81,597	169	21.0			
43	401,932	62,023	257	15.4	80,798	168	20.1	83,585	173	20.8			
44	415,349	65,472	271	15.8	81,666	170	19.7	84,876	175	20.4			
大正 1	431,378	68,871	285	16.0	82,937	172	19.2	85,890	177	19.9			
2	440,766	72,809	302	16.5	82,390	171	18.7	83,443	172	18.9			
3	457,116	76,950	319	16.8	83,835	174	18.3	84,486	175	18.5			
4	498,317	84,323	349	16.9	88,970	185	17.9	89,742	185	18.0			
5	529,865	91,896	381	17.3	92,521	192	17.5	92,805	192	17.5			
6	558,319	99,408	412	17.8	95,378	198	17.1	95,102	196	17.0			
7	591,393	108,203	448	18.3	97,609	203	16.5	97,713	202	16.5			
8	634,664	117,978	489	18.6	101,526	211	16.0	100,869	208	15.9			
9	661,465	124,423	516	18.8	102,152	212	15.4	101,912	211	15.4			
10	682,777	128,969	534	18.9	103,156	215	15.1	101,909	211	14.9			

(注1) Aは各区の実数を表わしている。

Bは各区ごとに明治30年を100とした指数。

Cは各区人口の各年度6区合計人口に対する割合を示している。

(注2) 各区合計で『神戸市統計書』と合致しない年もある。大正9年以降は6区以外に須磨の合併による神戸市人口としては9年608,644人、10年636,900人がある。

資料: 『神戸市統計書』

表 129 市内における区別工場数、労働者数(昭和4年)

区 別	種 別	工 場 数	人		総 数
			男	女	
葺 区	合 戸	41	8,120	1,874	9,994
	神 区	5	186	56	242
湊 区	東 区	5	6,633	872	7,505
	湊 区	2	36	151	187
西 区	田 区	26	1,484	2,646	4,130
	林 区	117	14,923	6,164	21,087
須 区	磨 区	4	107	261	368
	合 計	200	31,489	12,024	43,513

資料：『神戸市第二回労働統計実地調査』

体の人口は、一貫して増加傾向にあること。②しかし、これを区別に見ると、明治三十年では神戸、湊東、湊西の旧市街地人口の占める割合が圧倒的に高いが(全市の約八〇%)、以後、これら三区の人口の伸びは他にくらべて低く、大正十年でも、明治三十年の二〜三倍にしか増加していないこと。③それに対して、当時の周辺部に位置する葺合、湊、林田三区の伸びは急激であり、五〜一〇倍強に膨れ上がっていること、その結果、大正十年では、これら三区の人口が、全体の約四二%を占めるに至っていることなどがわかる。

労働者人口

口の構成

当時の職業別人口を正確に把握することは困難であるが、俸給生活者および労働者数については、「臨時失業調査報告」(大正十二年)が、それぞれ、三万九五七一人、一万二九六六人と記している。

また、同じ労働者人口については、「神戸市第二回労働統計実地調査」(昭和四年)が、表129のとおり、各区別に工場数、労働者数を示している。同調査の解説によれば、この表のうち、林田区が最も多い理由として、同区が神戸市工業の中心地帯であること、工場数では、ゴム靴製造工場(三八工場)、マツチ軸工場(一九工場)が多いこと、労働者数では、造船業の四五三二人が一番多くを占めること、次に綿糸紡績業(三一七四人)、車両製造業(三〇八三人)が多いことを記している。その他、葺合

区は金属圧延業（二六三〇人）、原動機製造業（二五七一人）、ゴム防水品製造業（一八七五人）が上位を占め、湊東区―川崎造船所、湊西区―マッチ工業と、各区ごとに特徴のあることを示している。先にみた人口増加も、こうした産業への就業者を中心に生じたとみてよい。

2 学区統一問題

学区の成立

日露戦争後から第一次世界大戦期にかけて、神戸市で重要な問題となったものに、学区の問題がある。

学区とは、本来、小学校をはじめ学校の設立維持にあたる行政区画をさす。こうした単位は、東京・大阪をはじめとする諸都市で、市制施行以後も市に統一されず、別個の区画として残された。このことが、学区ごとに様々な利害関係を生じさせ、その統一を困難にさせた。

明治二十二年市制が施行され、十月には区会開設条例の公布にともない葺合・神戸・湊西の各財産区に区会が設置された。同年十一月、市会において「市内学区変更の件」が可決された。それにより尋常小学校・簡易小学校の学区は葺合・神戸・湊川（荒田村を含む）・兵庫をそれぞれ第一から第四学区とし、高等小学校については、第一・第二学区連合で一校、第三・第四学区連合で一校を設置することになった。これは翌年十月に制定された「地方学事通則」が共有財産収入を学区の経費にあてると定めたことと符合しているのである。（この後明治二十五年に湊東区会が開設され、二十九年には湊村、林田村、須磨村内池田村の編入にともない、湊

表 130 神戸区所有財産
(大正6年2月)

地 目	面 積
公立学校敷地	12,645.00
住宅	16,186.07
畑	11.514
原野	22.124
山林	5,681.029
雑種地	2.603

資料：『補修神戸区有財産沿革史』

区、林田区が設置された。）

これにより、神戸区や湊西区のような豊富な区有財産を有していた学区は、その収入により、地元の教育の普及を推進していった。神戸区を例にとると、その財産の概要は、表130のとおりであった。このうち学校敷地を除いた部分の総地価は、一二万七三六円八六銭（大正六年現在）に達していた。

ただし、このことは、他方で、十分な財産をもたない学区との間で、格差を生み出すことにもなった。

また学区の設置は、それが、市制施行以前の地域社会を単位としていたので、政治的にもまとまりをもっていた。三交協会、兵庫交和会、湊東協和会、林田交友会など、学区ごとに形成された有力者の諸団体は、区会議員選出の母体となるとともに、港湾や道路の改修等、地元に関する様々な事業を協議、推進していった。こうした団体が、学校施設の充実など地元の教育の普及を図ったのである。

学区制下の神戸市における初等教育の普及については、明治中期まで不振がつづいた。明治三十年の就学の教育率は五〇%であった。

不振の原因は、当時の市民の公教育に対する関心の度合いや、負担が過重となるためにおこる施設拡充の立ち遅れ、高い授業料の徴収などであった。

学区制は、この中で、徐々にではあるが施設の改善に一定の寄与を果たした。共有財産の利用や、それが

見込めない場合でも、寄付金の調達などによって、校舎の増築がすすめられた。

また、区内の有力者(地主、家主などが設立した各区の教育会が、就学の斡旋や助成を行った。

就学率の向上とも関連して、二部授業が導入された。ひとりの教師が半日単位で複数クラスを受けもつ二部授業は、経費増大を抑制しつつ、教員と教室が不足するなかで教育の普及をすすめるためには有効であった。明親小学校(明治三十四年)を皮切りに、以後、全市に普及、明治四十二年には、全小学校の第一・二学年二五八学級が、これを行うにいたった。

以上のような措置が講じられたことと前後して、就学率は、ようやく明治三十三年に八〇%、明治末年には九五%を超えることになった。

学区間格 都市化に伴う学齡児童の増加は、以上のような学区制や二部授業によって支えられてきた初等

差の増大 教育に、深刻な影響をもたらし、学区統一の背景となった。

表131にみられるとおり、市内の学齡児童数は、第一次世界大戦期の人口増加とともに急速に増加しており、各区分では、工業地区として発達する林田区など、市の周辺部に位置する学区に顕著であった。

一方、こうした周辺部の学区は、財政的に困窮していた。表132より、各区の歳入・歳出の内訳をみてみると、神戸・湊西の両区が、財産収入や市税、なかでも家屋税収入によって大きな財政規模を実現しているのに対し、林田・湊の各区は、規模も小さく、しかもその幾分かを市からの補助金にたよっているのがわかる。

このうち、家屋税については説明が必要であろう。これは、明治三十年市が特別市税としてこの税を設定した際、学区にもその徴収が認められたものである。その額は原則として、木造平屋の家屋一坪を標準賦課

児童数の推移

湊西区			葺合区			湊区			林田区		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
16,833	16,108	95.69	8,002	7,663	95.76	2,348	2,247	95.70	4,062	3,886	95.67
15,191	14,793	97.38	7,589	7,307	96.28	2,237	2,179	97.41	4,013	3,870	96.44
15,365	14,964	97.39	7,952	7,728	97.18	2,379	2,296	96.51	4,590	4,376	95.34
16,410	16,184	98.62	8,827	8,660	98.11	2,574	2,521	97.94	6,001	5,841	97.33
17,746	17,548	98.88	10,224	10,083	98.62	3,029	2,986	98.58	7,415	7,243	97.68
17,715	17,474	98.64	11,071	10,846	97.97	3,087	3,033	98.25	9,013	8,795	97.58
18,772	18,505	98.58	12,828	12,569	97.98	1,827	1,794	98.19	11,078	10,915	99.53

歳出

(単位: 円)

項目 區別	經常費計	教 育 費					臨時費計	小学校 建築費	起債償還
		小 計	小学校費	(小学校 教員給)	(月俸 平均)	補習 学校費			
神戸区	130,020	115,964	100,535	63,368	29	10,911	72,208	16,974	—
湊東区	102,607	95,279	82,555	52,832	29	8,293	15,055	13,360	—
湊西区	174,760	166,197	158,474	96,116	29	9,851	78,581	55,219	17,856
葺合区	89,962	88,115	86,552	54,428	29	—	11,600	—	11,000
湊区	29,451	28,874	28,794	18,134	29	—	8,165	—	8,165
林田区	69,238	65,900	65,823	40,820	29	—	54,068	33,740	20,328

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 131 区別学 齡

年 度	全 市			神 戸 区			湊 東 区		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
大正 1 年	49,268	47,142	95.68	9,287	8,881	95.63	8,736	8,357	95.66
2	44,787	43,450	97.01	8,211	8,001	97.44	7,546	7,300	96.74
3	46,349	44,970	97.02	8,510	8,281	97.31	7,553	7,325	96.98
4	50,645	49,737	98.21	8,781	8,608	98.03	8,052	7,923	98.40
5	56,426	55,618	98.57	9,190	9,034	98.30	8,822	8,724	98.89
6	59,204	58,129	98.18	9,480	9,288	97.97	8,838	8,693	98.36
7	62,654	61,647	98.39	9,576	9,388	98.04	8,573	8,476	98.87

(注) Aは学齡児童数、(各年度末において年齡6歳1日以上に達したものを)。
 BはAのうち尋常小学校に就学した児童数。
 CはBの数値をAで割ったもの。
 資料:『神戸市統計書』各年度。

表 132 大正 6 年度各区予算 歳 入 (単位: 円)

項目 区別	歳入合計	市 税				財産収入	市補助金	授業料	(B)
		小 計	(地租)	(家屋税)	(A)				
神 戸 区	202,228	113,760	1,959	111,801	0.109	24,350	85	23,876	0.2
湊 東 区	117,662	84,528	768	83,760	0.120	1,380	264	21,870	0.2
湊 西 区	253,341	131,232	1,167	130,065	0.122	12,655	534	41,926	0.2
苜 合 区	101,562	68,444	559	67,885	0.148	210	225	24,328	0.2
湊 区	37,616	23,483	149	23,334	0.303	139	4,388	8,050	0.2
林 田 区	123,306	61,381	393	60,988	0.273	19	10,470	15,635	0.2

(注) (A)は家屋税1戸あたりの賦課額(ただし増徴分も含む)。
 (B)は尋常小学校児童1人あたりの授業料。
 また、財産収入は小学校基本財産とその他の収入を加えたもの。
 資料:『区会議事録』(各区、大正6年)

1 学級当たり児童数

湊 東 区					湊 西 区				
A	B	A/B	C	A/C	A	B	A/B	C	A/C
5,914	118	50.12	110	53.76	11,671	212	55.05	210	55.58
5,998	118	50.83	111	54.04	12,356	223	55.41	204	60.57
6,338	122	51.93	110	57.59	12,185	226	53.92	215	56.67
7,118	129	55.18	123	57.87	13,773	240	57.39	227	60.67
7,502	135	55.57	129	58.16	14,756	248	59.5	221	66.77

林 田 区				
A	B	A/B	C	A/C
2,475	49	50.51	47	52.66
2,687	52	51.67	52	51.67
3,473	60	57.88	66	52.62
6,306	98	64.35	103	61.22
7,854	125	62.83	104	75.52

A/B は一学級当たりの児童数
A/C は一学級当たりの教員数

規模拡大を制限した。大正六年度の林田区の家屋税は、賦課個数一個（一坪）あたり三〇銭近くに達し、神戸区の三倍近くになっているにもかかわらず、表132にみたように収入額は、神戸区をはるかに下回っていた。

以上のように、学齢児童が増加するにもかかわらず、周辺部の学区にあっ

個数（二個）と定め、二坪なら二個、三坪なら三個というようにその面積に応じて個数を決定し（その際、家屋の材質や、二階などの床面積は上下参酌される）、これに税率を乗じて算出されるのであるが、その際、神戸・湊西・湊東の三学区には、地区の繁栄に応じてこの税に累進性をもたせるため、地等をもとにした一等から二九等までの等級制が導入された。これが、一個当たりの賦課率の低さにもかかわらず、高い税収を得ることを可能にしていた。ところが葺合・林田・湊の三学区は、この税の設定当時、まだ十分市街化していなかったため、この等級制は用いられなかった。このため、地区の繁栄にかかわらず、累進性を欠いた賦課は、住民にとって過重な負担となり、また、そのために、より以上の賦課が困難となって、財政

の材質や、二階などの床面積は上下参酌される）、これに税率を乗じて算出されるのであるが、その際、神戸・湊西・湊東の三学区には、地区の繁栄に応じてこの税に累進性をもたせるため、地等をもとにした一等から二九等までの等級制が導入された。これが、一個当たりの賦課率の低さにもかかわらず、高い税収を得ることを可能にしていた。ところが葺合・林田・湊の三学区は、この税の設定当時、まだ十分市街化していなかったため、この等級制は用いられなかった。このため、地区の繁栄にかかわらず、累進性を欠いた賦課は、住民にとって過重な負担となり、また、そのために、より以上の賦課が困難となって、財政

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 133 区別学級数,

年 度	全 市					神 戸 区				
	A	B	A/B	C	A/C	A	B	A/B	C	A/C
大正 1 年	33,784	637	53.04	605	56.21	6,583	130	50.64	125	52.66
2	35,510	661	53.73	597	59.49	6,752	129	52.34	122	55.34
3	37,483	691	54.24	657	57.05	7,005	133	52.67	133	52.67
4	41,454	729	56.86	695	59.65					
5	45,821	786	58.30	774	59.20	7,626	140	54.47	144	52.96
6	50,686	860	58.94	808	62.73	8,178	146	56.01	156	52.42

年 度	葺 合 区					湊 区				
	A	B	A/B	C	A/C	A	B	A/B	C	A/C
大正 1 年	5,431	100	54.31	93	58.40	1,710	28	61.07	20	85.5
2	5,925	110	53.86	87	68.10	1,792	29	61.79	21	85.33
3	6,487	116	55.92	104	62.38	1,995	34	58.68	29	68.79
4										
5	8,473	138	61.40	135	62.76	2,525	41	61.59	42	60.12
6	9,608	158	60.81	154	62.39	2,788	48	58.08	44	63.36

(注) Aは、尋常小学校在学児童数 Bは、尋常小学校学級数
Cは、尋常小学校教員数

資料：『神戸市統計書』

ては、日常の教育活動に支障が出ることもあった。表133に示すとおり、大正六年の一学級あたりの児童数では、神戸区の約五六人に対して、林田区では六二人強と、一〇人近く多くの児童を詰め込んだ状態であった。教員一人あたりの児童数はより深刻で、林田区の場合七五人に達していた。ここに学区統一が市の課題となるひとつの要因があった。

越境通学 ところで、学区統一の背景の増加 景については、他にも注意すべき点がある。

たとえば、越境通学という形で行われる児童の学区間の流動化は、市制施行以前の地域社会を単位とし、一種の地元への「愛郷心」をもとに教育の普

表 134 林田区児童1人当たりの経費・施設

項目	年度				
	大正2年	3年	4年	5年	6年
区内学校通学児童数(A)	2,687 人	3,473	4,680	6,306	7,854
区内現住就学児童数(B)	3,378 人	3,625	4,922	6,165	7,775
区内経常費(C)	28,018 円	32,948	42,438	51,005	69,238
一人あたり経常費(C/A)	10.43 円	9.49	9.07	8.09	8.82
〃 (C/B)	8.29	9.09	8.62	8.27	8.91
学級数(D)	52	60	78	98	125
一学級あたり児童数(A/D)	51.7 人	57.9	60	64.3	62.8
〃 (B/D)	65.0 人	60.4	63.1	62.9	62.2

資料：『神戸市統計書』ほか

及を図る学区の存在理由を薄れさせた。

大正三年に起きた、湊西区と林田区との間の越境通学者問題(御幸小学校移転問題)は、このことを典型的に示していた。当時、約一二〇〇人といわれた林田区から湊西区への越境通学者のうち、御幸小に通う七〇〇人を、林田区の小学校へ引きとらせようとした。越境通学がおこること自体林田区の学級経営難から出たものであるが、それだけではなく、もとの林田区内の小学校へ転校の対象となった児童の父兄が、「修学の中途に在る児童を他校に転校せしむるを以て教育上弊害頗る多し」、「場合に於いては湊西区内に転住すべき意嚮を有し居れり」(『神戸』大正三年三月八日)と陳情したことにも示されるとおり、より高い教育を受けるために、地元校より施設の整った他学区の小学校を選ぶというこの結果であった。周辺部学区も、流出一方ではなかった。林田区の場合を表34でみると、大正五年以降は、区内の小学校への通学児童数が区内現住児童数を上回っており、林田区に隣接する他町村からの通学者が若干あったとみられる。林田区の経営難は、

こうした流入者を受け入れたために増幅されていたのであった

初等教育の
変容の兆し

政府の臨時教育会議の設置（大正六年九月）に象徴的に示されているように、第一次世界大戦期は、教育のあり方そのものが大きく見直された時期でもあった。大正四年には、市内児童の就学率も九八％に達し、さらには、増大する高等小学校・中等学校進学者への進路指導など、より高い水準の教育が期待された。

また、やがて標準テストや知能指数の導入が論議されるように、児童を、統一的な基準のもとに能力主義的に編成する方向が模索され始めた。当時の新聞が「成るべく境遇を同じうするもの、或いは智能発育の程度相似たるものを集めて、之を教群と為し、各群の性質に応じて適切な訓育を施すを適當とす」（『神戸』大正六年十月一日）といった論説を掲載したことも、こうした教育観の変化を背景としていた。

この初等教育に対する要求の変化の中で、学区制は①周辺部学区では高等小学校の設置が望めないこと、②二部教授が、尋常科の教育すら不十分なものにしていくこと、③経常費が校舎増設などの臨時費によって圧迫され、そのため教員の給与が低く抑えられたことによって、周辺学区を中心に、教員の待遇が劣悪になること、したがってその確保が困難となること、などの理由によりもはや存続の意義がうすれはじめていた。

神戸市の実
業補習教育

実業補習教育を拡充しようとする動きも、学区制廃止を促す要因であった。

業補習教育

小学校を離れた勤労青少年に、職業に要する知識や技能を教授する実業補習教育は、日清戦争後、湊川実業補習学校（湊東区、明治二十九年創立）、兵庫実業補習学校（湊西区、明治三十一年創立）、神戸商業補習学校（神戸区、明治三十一年創立）の三校が、学区の経営によって開設されたことに始まる。

表 135 神戸市実業補習学校生徒数等の推移

年 度	学 級 数	教 員 数	生 徒 数
明治38年	29	39	1,101
39	38	47	1,311
40	53	54	2,410
41	61	58	2,696
42	73	64	4,268
43	73	66	5,544
44	76	68	5,411
大正 1	87	77	5,801
2	104	91	7,161
3	108	96	7,023
4	116	103	9,030
5	122	110	9,923
6	123	112	10,499

資料：『神戸市統計書』

ただし、設立後しばらくの間は、必ずしも順調な発展をみたわけではない。校舎は小学校に併設され、教員もその小学校教員の兼任であった。むしろ、実業補習教育というよりは、小学校の不就学者や欠席児童への補習を行うことの方が多かった。

こうした実業補習学校も、徐々に体裁を整えてゆく。まず、明治三十三年に湊川校が東京工業教員養成所から専任教員を招聘したのを皮切りに、以後それが他校にも普及した。次に、明治三十五年四月、

市の規程の改正に基づき各校の学則が改められ、①週六日制が、隔日の週三日制に、②就学上の難点となっていた修業年限も、二カ年の学年制が六カ月の学科制に変更された。教科の内容をみても、読書・習字・算術のほかに、英語や法律・商業・機械・製図・簿記といった実業に即した科目が実施されている。

このような動きを受けて、生徒数も、表135にみられるとおり、日露戦争以降、増加の傾向を示しはじめる。補習教育 実業補習教育の必要性については、大企業の職工養成の観点や、社会政策的側面など、いくつかの方面から議論がなされていた。

(1)市内大工場の要求。ここでは、川崎造船所(現川崎重工)の場合を例にみてみよう。同造船所は、明治四十四年五月以降、湊川、兵庫の両校と提携して、社費通学を実施し、市内補習教育普及の旗手的存在であっ

た。

もちろん、この造船所も当初から補習教育を推進したのではない。設立（明治二十九年）後しばらくの間は、船大工などの伝統的な職種を含みこんだ事情から、年少労働者の技能養成も、そうした親方的熟練職工の下で見よう見まねで行われ、伝統的な徒弟教育の頭越しに、学校教育を注入することには困難があった。事実、湊川校では、明治四十年段階で、全生徒一〇〇〇人のうち、同所の職工はわずか八〇人前後に過ぎなかった。川崎造船所で実業補習教育がクローズ・アップされてくるのは、日露戦争後から、特に造船需要の増加する第一次世界大戦期にかけての時期で、生産技術の発展にに応じて、これまでの手工的熟練では賅いえない知的熟練（実験工、分析工、製図工など）が必要となった段階においてである。

明治四十三年、社長松方幸次郎と、湊川校校長寺崎九一郎、湊東区教育会会長大庭竹四郎との間で、造船所・湊川校の連絡に関する申し合わせが行われた。その中には、「学科目の種類、程度、修業期間、授業時間に関しては造船所より希望を申込むことを得」などの条項が盛り込まれ、造船所の要望が相当容れられたものと考えられる。

造船所の側でも、明治四十五年には、それまで日給五〇銭以下の職工と図工に限られていた社費入学の範囲を、日給額制限の撤廃、職工・図工・写真工のほか、庫番、給仕、小使にまで広げ、教科書・文房具の支給・貸与、さらには成績優秀者には臨時増給などの特典をつけて就学を奨励した。その結果、同年には、湊川・兵庫両校への造船所通学者は、前後期あわせて二三四人に達した。

川崎造船所以外にも、神戸瓦斯会社、三菱造船所、神戸製綱所、鉄道省線工場、三菱銀行、三井物産など

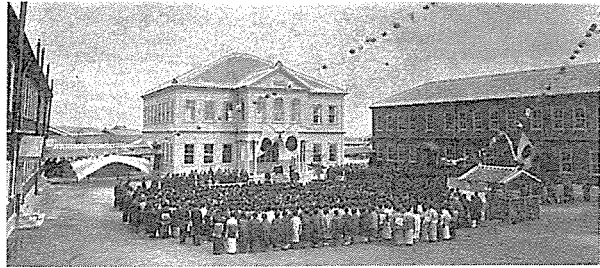


写真 32 湊川実業補習学校にも使用された、湊川尋常高等小学校

が、就学の奨励を行った。

(2) 社会政策的な要求。実業補習教育は単に大企業の要望としてだけでなく、貧困者住民の子弟に対する教育として、一種の社会政策的意味からも注目されていた。

一般実業補習教育なるものは、下層貧困者の子弟を目的として、之に必要な職業教育を施すを主眼とせざる可らざる旨を述べんとす。

(略) 中等学校を増設して、学費の豊富なる子弟を收容し、実業補習学校をして、学費に乏しき子弟を收容せば、義務教育を延長して、貴族臭味の教育を發展せしむるの必要も無からん。是れ、社会政策に関係せる教育上の重大問題なり。(『神戸』大正六年五月九日)

学区と補習教育 大正六年七月、市内三実業補習学校長は、清野長太郎兵庫県知事の諮問をうけ、補習教育の振興策について答申を行って

いるが、この中で、学区制と補習教育振興との間の矛盾が明らかにされて

いる。

その矛盾とは、第一に、葺合、林田の両学区に、現状のままでは補習校が設置できないことである。右の答申によれば、増設に要する経費は、概算で四四九円と見積もられているが、小学校の経営にすらあてている両学区に、その負担を強いることは困難であった。

第二に、現存する三補習校の通学児童の半分は区外通学者で、「区外通学者の最も多数を占むるは葺合・林田両区」(『神戸』大正六年七月二十二日)であった。すなわち、周辺部の学区の青年層が、いきおい既存の三校に流入し、その結果、これらを有する湊東・湊西・神戸の三学区は、これら区外通学者の経費をも負担しなければならなくなっていたのである。

以上のように、補習学校の経営を学区にゆだねていることの矛盾が明らかになるなかで、大正六年十月、市学務委員会より市長あてに、実業補習学校市営化の建議が行われる。これは、「其裏面は、例の学区統一問題の前提として瀬踏を為さんとせるもの」(『神戸』大正六年十月二十九日)と観測されたように、学区統一問題と表裏をなしていた。こうして、企業の職工養成のための実業補習教育の観点からも学区廃止が要求されるようになった。

学区統一 大正六年、清野長太郎兵庫県知事より、市会および区会に対して学区制廃止が諮問された。この過程 れにより市会は同年五月、調査委員会を結成し、この問題に関する議論が本格化した。

学区統一については、それまでもしばしば取り上げられてきたところであるが、今回の統一論は、尋常小学校にとどまらず、高等小学校、実業補習学校をも市営化するという点に特徴があった。同調査委員会が、翌七年二月に作成した統一案の骨子は、大要以下のとおりである。

- (1) 尋常小学校、高等小学校の市営化(実業補習学校についても、これと併行して市営化案が出される)。
- (2) 二部教授の撤廃。学校、教室の増設。
- (3) 理科、図工、手工、裁縫、唱歌等のための特別教室の設置。

(4)これらに必要な費用、および、区費公債償還のための費用、あわせて二九六万四二六六円は、市が教育公債を発行して賄う。償還財源は、家屋税の増徴をこれにあてる。

(5)区有財産のうち、学校基本財産はこれを市に無償寄付、その他の財産については、財産区を設け存続する。

以上の案に対して各学区の対応は、その推進を求める葺合・湊・林田の三学区と、反対をとなえる神戸・湊東・湊西の三学区というように、明確にその対応が分かれた。

このうち、後者の反対の根拠は、第一に、元来家屋税のみが教育費に充当され、その負担が不合理であること、第二に学区の廃止によって「愛校の美風」が減退すること、また、学校問題が往々にして市会における政治対立のもととなること、第三に先進校が後進校の為に一時その進歩を阻止されるかもしれないことにあった(七年十月二十八日の「答申書」『区会委員会ニ関スル必要記録』)。

この根強い反対にもかかわらずこの問題は結局七年四月十二日、市会で委員会案を一部修正の上可決、十二月十七日には県参事会でも統一案が承認された。こうして学区統一が決定した。

統一案が承認された理由としては、第一に、家屋税の徴収方法が改正されたことをあげることができる。これは、街区による等級に家屋の等級を加味して全市に適用することとしたもので、これによって、賦課個数の総数が増加されるとともに、地域間格差が一応是正された。

第二に、大正六年、区会条例の改正(学区内区議定員配分の変更)により、区会内の勢力配置に変動がこつていたことをあげることができる。

湊西区では、明治以降開発された兵庫電気軌道線以北(羽坂・塚本通以北)の地区に、はじめて区議定数六名が割当てられた。これまで旧兵庫の諸町(岡方、北浜、南浜)に独占的に握られていた区会に、これら住民が一定の発言力を持つことが予想された。

神戸区でも、若干の定数変更が行なわれ、その直後(大正七年)の区議選では、従来優位を占めた政友・国民党系以外に、野田文一郎ら憲政会系の区議が、「正義派」と称して進出した。このように、富裕学区でも内部に地域間・政党間の対立が一層激化することになった。家屋税改正に伴う市内選挙権者数の変動は、こうした地区の動搖に拍車をかけることが予想された。このなかで市会議員に対する学区有力者の圧力の低下が、学区統一に道を開いた。

東川崎の前田君(前田二一六Ⅱ市議員)の処へ出かけた湊西区(湊東カ)の連中などは、^ど「前田君が言っても居据って動かないで理屈を言ふ。『幾等君達が言っても僕の学区統一賛成は仕うあっても動かない』と前田君が突放しをやる」と、「君の地盤が仕う成っても宜いか」と恫喝をしたとのことであったが、前田君は、「(学区有力者が)頑として動かなかつた程度より(その意志が)強かったので、遂に本陣を引上げた。」
『又新』大正八年二月一日

といったエピソードは、このことを象徴していた。

また、学校関係以外の区有財産をもつ学区は、別に財産区として存続が認められたことも、統一論通過にとって大きな要因となった。こうして、大正八年三月三十一日をもって、学区は市に統一されたのである。

3 学区統一後の教育

学区統一後の初等教育

大正末期の市の初等教育は、学区が廃止されたこともあって一定の変容をみた。

まず、第一に、これまで問題となっていた学区ごとの格差は、おおまかには解消されつつあった。表136より学区統一以後の神戸区と林田区とを比較すると、一学級あたりの児童数・一教員あたりの児童数ともに、両区とも五〇人前後の数値を示すようになり、過去の一学級七〇人というような超過密状態は、徐々に姿を消すようになった。

第二に、教員の待遇にも改善が加えられた。かつて小学校教員は、その待遇の劣悪さから「小学教員と巡查とは、成金に对照して、其の生活の哀れさを謳はれ、往々にして滑稽の材料にまでも供せられつつあるは、気の毒千萬の事也」(『神戸』大正六年九月二十日)と評された。二部教授のような過酷な業務は教員の健康を蝕んだ。大正四年七月現在、教員七二一名中、疾病あるものは七四名で、全体の約一割に及んでいた(『神戸』大正四年七月六日)。その上低賃金であったため、教員の確保が困難となった。また「小学校教員等が、監督官庁から辞命を貰ひ乍ら、待遇上の実権は一切区会議員の手中に握られて居る。俸給は学区の直接支弁であるから全然学区に備はれて居るやうなものである」(『神戸』大正六年十一月一日)といわれるように、教員は地元の有権者にも気をつかわなければならなかった。

学区の統一とそれに先立つ義務教育費国庫補助の実施(大正七年)は、こうした状況を一定程度改善した。

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 136 学区統一後の神戸区、林田区小学校施設比較

年次	神戸区					林田区				
	児童数 (A)	学級数 (B)	A/B	教員数 (C)	A/C	児童数 (A)	学級数 (B)	A/B	教員数 (C)	A/C
大正 9年	8,187	157	52.1	168	48.7	11,471	209	54.9	201	57.1
11	8,928	175	51.0	188	47.5	13,328	256	52.1	252	52.9
13	7,958	162	49.1	169	47.1	14,343	278	51.6	277	51.8
昭和 2	7,491	147	51.0	156	48.0	19,030	360	52.9	406	46.9

資料：『神戸市統計書』

表 137 尋常小学校本科正教員1人当たりの月給平均額の推移

年 度	男 子		女 子	
	円	銭	円	銭
大正 1年	28.70		18.98	
2	29.39		19.50	
3	29.65		20.32	
4	29.72		20.32	
5	30.20		20.32	
6	31.29		20.67	
7	53.22		26.67	
8	44.78		29.53	
9	93.35		62.57	
10	92.39		53.41	
11	92.62		65.54	
12	92.18		66.86	
13	92.18		66.69	
14	94.82		65.70	
昭和 1	95.12		63.27	
2	95.80		62.99	

資料：『神戸市統計書』

表137に見られるように、まず、教員給が増加した。大正十四年の内閣調査が示すように市内工場労働者の勤労収入は九七円六三銭であったが、これにほぼ近い程度まで引き上げられていた。これに伴って教員数も徐々に増加した（表138）。また、他方大正十一年には、校長・訓導の更迭が大規模に行なわれるなど（校長二人、訓導三百人の異動実施）、市の教員に対する権限も強まった。

第三に、小学校の新築・増改築も、四次にわたる拡充計画によって実施された。第一次（大正八～九年）では、新設四校、増改築のべ二五校といった具合で、またこの頃から鉄筋コンクリートの校舎が増加した。

第四に、従来学区制下にあつては、地元と学校との結びつきが強く、通学区

表 138 尋常小学校教員数の推移

年 度	教 員 数
大正 2 年	597 (7) ^人
3	657 (2)
4	695 (2)
5	774 (3)
6	808 (5)
7	912 (12)
8	949 (10)
9	1,109 (18)
10	1,176 (22)
11	1,252 (13)
12	1,324 (14)
13	1,283 (9)
14	1,283 (13)
昭和 1	1,404 (15)
2	1,417 (15)

(注) カッコ内は代用教員数
資料: 『神戸市統計書』

域の変更は容易に実現しなかったため、超過密校とそうでない学校との格差が増大していたが、右の校舎の増設に伴って、大正十五年通学区の変更も実施された。この時の改正案は、尋常・高等各小学校をそれぞれ分離独立させ、八高等小学校を設置、

これに関連して尋常小学校の通学区を変え、同時に男女共学制を採って学級の整理を行うものであった。これには、長狭小学校など廃止の対象とされたものがあつたので、神戸区など地元の住民の反対運動をひき起こしたが、大正十五年三月十五日の市会で可決された。この通学区、および学級の整理にもとづき、同年四月より、懸案であつた二部教授が廃止され、また、単立高等小学校として、野崎、八雲(以上、葺合区)、中宮、長狭(以上、神戸区)、楠(湊東区)、兵庫、明親(以上、湊西区)、若松(林田区)の各校が設置された。

第五に、教育内容についても、特別教室や付属準備室の整備が行われ、理科教育や国史・地理・算術・図画手工・唱歌・裁縫等の教科が実施された。

また、教育内容とともに児童の成績評価などの方法が変わりつつあつたことも注目される。大正十五年(昭和二年)には、神戸市ではじめて「低能児調査」が実施され、知能指数を取り入れた児童の相對評価が行われるようになった。また神戸市教育会機関紙『更生』紙上では、「成績考査法について」といった論文が掲載され、標準テストの導入が提唱された。神戸小学校ほか二、三校でも素質検査や教育測定(学び得た力の測

定)など、「教育事実に関する研究」が推進された。このように、この時には、統一的基準のもとで、児童の能力を他との比較のもとに位置づけてゆく方法が徐々に浸透していった。学区統一は、能力の実際の判定者である教員の待遇改善を図るなど、全市の児童を統一して把握、能力別に編成するためにも必要とされたのである。こうして全市の共通の教育条件が整備されていった。

学区統一後 学区の統一は、市内の実業補習教育にも大きな影響を与えた。まず、懸案であった補習校の増設が、

大正八年以降逐次実現した。同年の葺合・林田の二校、大正十一年の若葉(葺合区)、湊山(湊区)、東須磨(須磨区)、須佐(湊西区)の各校がそれである。

また、十一年四月には、補習学校の名称が、市立商工実修学校に改められ、同時に市立商工実修学校学則が定められた。ここでは、第一に、本科を前・後期各二カ年の学年制とし、前期は尋常小学校の卒業生、後期は前期の修了者および高等小学校の卒業生を対象とすることとした。第二に、従来の修業年限六カ月の科目制度による学級は専修科としてこれを残し、長期間の本科への就学に耐えないものを收容することとした。第三に、新しく高等科を設け、本科卒業生および中等学校卒業者に個別の科目を専修させることとした。

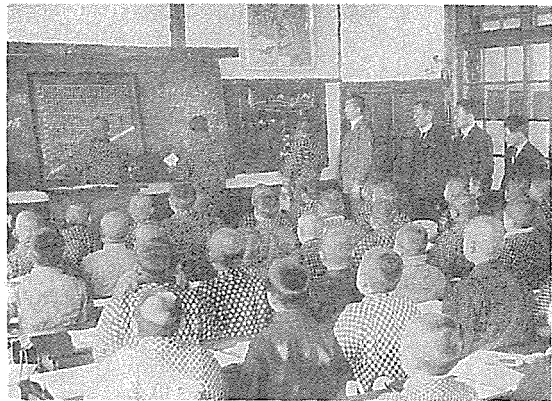


写真 33 大開尋常小学校の算術の学習

表 139 湊川商工実修学校の
教育科目 (大正15年)

修身科	理科
国語科	化学科
習字科	応用力学科
算術科	機械製図科
珠算科	普通製図科
幾何代数学科	建築製図科
実用数学科	工場実践科
	電気科
英語科	造船科
英語会話科	内燃機科
	実地工作科
法制経済科	
簿記科	

資料: 『神戸市立湊川商工実修学校三十年回顧録』

なお、もう一つの懸案であった教員の待遇についても、実業学校令にもとづくこととしたため、一定の向上がみられた。

こうして、市の実業補習教育は、一層の施設の充実をみたといえる。そこで、次に湊川校を事例に、学区統一の実際を示しておこう。

本科一三学級、専修科二九学級、生徒数九九七人で、表130のように、様々な学科が教授されている。教員数は四〇人であり、その職業別内訳を示すと表140のとおりとなる。専任や小学校教員はいうまでもなく、川崎造船所をはじめ個別企業や同業組合から教員が派遣されているのが注目される。市内の商工業と密接に連繫が保たれているところに市の補習教育の特徴があった。

生徒の内訳をみてみよう。まず目につくのが、同校入学前の学歴である。表141にみられるように、高等小学校卒業生が尋常小卒業者を上回って最も多くを占めているのである。これは、第一次世界大戦期以降、大工場が見直しい職工の入職資格を高等小学校卒業者に引き上げたためもあり、当時高等小学校への入学者が増加したことと関連している。

また、表142を見ると、年齢的には一四歳以上二〇歳未満が五八三人と最も多く、しかし一方で二五歳を越えるものが合計一六一人もあり、補習校へ入学するものの年齢層の広さがうかがえる。

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 142 湊川商工実修学校在学生の年齢別内訳 (大正15年)

年 齢	人 数
14歳未満	126
14歳以上～20歳未満	583
20歳以上～25歳未満	126
25歳以上～30歳未満	108
30歳以上～	53

資料:『神戸市立湊川商工実修学校三十年回顧録』

表 143 湊川商工実修学校在学生の職業別内訳(大正15年)

職 業	人 数
造船所	460
鉄道省	17
電気局	4
ガス会社	3
官衙	18
銀行	52
会社	95
商店	107
印刷工場	9
雑工場	7
自宅	96
その他	66

資料:『神戸市立湊川商工実修学校三十年回顧録』

表 140 湊川商工実修学校教員の職業別内訳 (大正15年)

職 業	人 数
湊川校専任	8
小学校訓導	10
その他の学校教員	7
官公吏	2
会計士	1
銀行員(十五銀行)	1
神戸商業会議所員	1
鐘淵紡績会社社員	1
川崎造船所技師	5
神戸真田同業組合理事	1
笠井商店神戸支店社員	1
自営業	1
外国人講師	1
合 計	40

資料:『神戸市立湊川商工実修学校三十年回顧録』

表 141 湊川商工実修学校在学生の入学前の学歴 (大正15年)

学 歴	人 数
高等小学校卒業	556
尋常小学校卒業	301
尋常小未卒業	95
中学校卒業	14
その他	30

資料:『神戸市立湊川商工実修学校三十年回顧録』

次に、入学した生徒の職業別内訳(表出)では、川崎・三菱をはじめとする造船所関係が最も多く四六〇人をかぞえ、その他、鉄道省、電気局、ガス会社等の有力工場、事務所、官公庁や銀行などの従業員を加えると、六四九人となり、全体の六五%を占めていた。また、職種別にみても、機械工(二二一人)、電気工(二一人)、造船工(九八人)などが上位を占めており、湊川校からみる限り、市の実業補習教育は、市内の有力企業、官公庁に勤める青年層を教育する場であった。貧困者の子弟への教育という側面は、必ずしも達成されていなかったようである。

4 神戸市青年団の成立

神戸市青年 神戸市における青年団(会)は、近世の若衆組などを起源とするものよりは、日露戦争後の地

団の起源 方改良運動を出発点とする、内務・文部両省の指導によって成立したものと考えられる。表

出は、大正六年に活動している青年団(会)の一覧である。ここには三〇団体が記載されているが、そのうち、日露戦争以前に設立されたものは、三団体しかみえず、日露戦争後にその多くが結成されているのである。

次に、この時期の主な活動内容をみると、講演会の開催や矯風、表彰活動とならんで、日常的活動の一つとして夜学会を行っているのがわかる。

家庭の経済的事情などにより小学校に通学できない児童に対しての代用教育としての夜学校は、明治四十年代を中心とする時期に、校数・児童数とも増加する。明治四十三年を例にとれば、その児童数は実数で二

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 144 大正6年現在神戸市内青年団の一覧

区	団名	創立年月	活動内容	年経費
葺合区	脇浜興風会	明治 44. 9	講話・武術	50
	葺合青年会	大正 5. 5	講演・武術	60
神戸区	神戸基督教青年会	明治 29. 2	講演・夜学校	15,604
	徳照青年会	〃 40. 11	講演・矯風	120
	海産物貿易青年会	大正 2. 11	講演・夜学	396
	神戸貿易青年会	明治 41. 5	講演・夜学	不詳
	天理教兵神青年会	〃 45. 5	巡回・講演	1,100
湊東区	東川崎青年会	明治 43. 9	講演・講話会	508
	古湊通青年会	大正 5. 3	講演・表彰	140
	多聞通六丁目青年会	〃 6. 6	講演・体育	不詳
湊西区	仏教勝友青年会	明治 45. 4	講演・説教	78
	仏教青年会	大正 4. 2	講演・夜学	101
	東出町一丁目青年会	〃 2. 7	講演・表彰	115
	東出町二丁目青年会	〃 3. 8	講演	115
	東出町三丁目青年会	〃 5. 2	講演・慶弔	180
	今出在家町若中	〃 1. 9	講演	208
	和田崎町和合会	〃 3. 7	講演・慶弔・矯風	72
	兵庫仏教青年会	明治 44. 2	講演	不詳
	神港仏教青年会	不詳	不詳	不詳
	川池青年会	大正 5. 4	講話	35
林田区	東沢青年会	明治 38. 7	講演・夜学	不詳
	実践会	大正 4. 7	講演・武術・体育	312
	水産青年会	不詳	不詳	100
林田区	駒ヶ林青年会	不詳	講演・夜学	60
	駒ヶ林西部青年会	大正 2. 5	講演・矯風・夜学	45
	野田青年義会	明治 35. 1	講演	93
	西尻池村青年会	〃 43. 4	講演	60
	浜山有隣青年会	〃 44. 11	講演・体育・夜学	31
	吉田新田青年会	大正 3. 9	講演	不詳
	長田青年信義会	明治 29. 1	講演・矯風	1,356

資料：『神戸市統計書』（大正6年）

八〇〇人を超え、これは神戸市学齢児童全体の約五%、全就学児童数の七・九%に達していた。青年団は、こうした貧困な家庭の児童に対する夜学校への入学奨励や学齢児童を越えた青年層に対する補習教育を行う組織として、まずその発達をみる。

日露戦争後

の青年団

ところで、こうした青年団の活動は必ずしも順調な発達をみたわけではなかった。たとえば、この当時新聞に掲載された投書に「近頃模範青年会だとか、補習教育に尽力するとかで、表彰せられるものがあるので、果たして什麼どんな工合に事業が出来て成績が何う挙がりつつあるかと、二、三の青年会を覗いて見たが、会員は何れも、多きは三十人を出でず、少なきは十人位のもある。其遣り方は宛然まる兎戯に等しいやうなものであった」(『又新』明治四十二年四月二十七日)との批判があがっているように、会活動そのものが少人数によるものであった。事実、大正六年段階で三〇団体の団員数を合計しても五八〇五人であり、およそ全市の青年層を網羅するものではなかった。

こうした、まだ全市の青年を組織するまでに広がりをもたない理由には、内務省・文部省をはじめとする上からの指導が逆に制約となっていたことがあげられる。

まず第一に、大正四年九月、第一回の内務・文部両省訓令と同時に出された次官通牒では、青年団団員の年齢上限を二〇歳としていた。しかし、農村部とちがい、都市の青年団は、二〇歳を越える層を多く団員に含んでいた。『神戸新聞』(大正六年十月十三日)は、「市内に於ける青年会数は三十なるも、多くは十四、五歳より四、五〇歳までを網羅」していたと伝えている。

また、同通牒は、青年団に要する経費を、団員の勤労による収入をもって支弁することとしていた。しかし実際に会費のみで費用を賄おうとすれば、会計規模が小さくならざるをえなかった。そのため町からの補助金や有志者からの寄付金を財源とするものも多かった。

さらに、同通牒は、青年団の設置区域を、市町村、部落、小学校通学区域とし、その指導にあたる者も市

町村長や吏員、小学校長・教員、宗教者、地方名望家に求めていた。中でも小学校は、青年団のよりどころとして期待されたが、神戸市の場合、葺合区、林田区などにみられたように、学区制下では、小学校経営そのものに窮迫する状態であったため、到底青年団がこれに依拠することはできなかった。学区制下、小学校を単位に設定された青年団には、川池青年会(川池小・湊西区)、葺合青年会(小野柄小・葺合区)、浜山有隣青年会(浜山小・林田区)などがあったが、このうち、川池青年会は家庭助成金などを、葺合青年会は会費を、浜山有隣青年会は会費・寄付金を財源としていたが、いずれも年経費三五〇六〇円程度の小規模な組織にとどまった。やがて川池・浜山有隣の両青年会は、校区内のさらに小さな町・丁目単位青年団に分解するなどして消滅していった。

同業組合 こうしたなかで、注目すべきものに、同業組合によって設立された青年団がある。

型青年団

(1) 神戸米肥市場同盟実践会。これは、大正四年七月、神戸米肥市場同盟員有志によって設立されたもので、湊西区宮前町の同市場内に事務所を置いた。同会で注目すべきは、①会員を同市場同盟員および十五歳以上のその家族、店員の有志とし、これを、正会員(家族および店員)、賛助会員(店主、名誉会員に分け、二〇歳以上の壮年にいたるまでの年齢層を組み込んだこと、②会費を、正会員一人一ヵ月一〇銭、賛助会員同二〇銭とし、いずれの会費も店主がこれを支払うこととし、これにより、青年層の負担を軽減しつつ、事業規模を拡大することができたこと、などである(『神戸』大正四年七月二十五日)。事実、市の統計書によれば、大正六年の同会の年経費は三一二円であり、先に紹介した小学校単位の青年団と比べて大きな財政規模を示していた。

(2) 神戸貿易青年会。これも、明治四十一年、神戸貿易同業組合の後援によって結成された同業組合型の青年団である。同会で注目されるのは、明治四十四年より、商業夜学校の名目で会員に対して貿易業者に必要なる速成英語、商事要項、珠算等の補助教育を行っていることである。既に見た実業的内容をもった教育を青年層に教授することが、地域的青年団の整備に先立ってまずこうした同業組合型のそれによって始められていたのである。

ただし、こうしたタイプの青年会は他方では問題点をかかえていたことも事実である。たとえば、会員の居住範囲が拡散しているため、容易にその団結が図れないこともその一つである。少し後の事例ではあるが、貿易青年会の会誌『貿易青年』にはこのような苦言が記されていた。

会員そのものゝ住所が他の会員のその如く、一町内、一区内とか言ふ様に、先づ外形的に集合されているのと異り、あちらに一人、こちらに二人、全神戸市はおろか、市外にまで散在している（即ち外形的に団結力の淡い）会員を有する貿易青年会としては、殊に金よりも先づ団結力の確立を計る事が急務ではあるまいか。（略）変動の多い会に充実は望まれない。（『貿易青年』四八号、昭和二年）

神戸市連 「市教育課が、本年度の新事業の一として目下計画中の市内青年団の統一問題に就き、当局の合青年団 語る処は、従来の各青年会は何れも村の若衆の寄合と類似し、運動会、祭礼の手伝ひ、又講演

会開催位を以て事業の大半となしつゝありたるものなるが、市が計画中の青年会は、補習教育を中心とするものにて、補習学校を二箇年制に改正して悉く補習学校生徒たらしめ、其の生徒に依りて青年会を創設せんと欲するものである」

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向



写真 34 『神戸市の青年』

これは、『神戸又新日報』（大正十年九月十八日）が伝える神戸市青年団統一に関する市当局の指針である。このなかで明確に述べられているとおり、市における青年団の統一＝神戸市連合青年団の結成の第一の目的は、補習教育の充実にあった。

神戸市で全市青年団の統一が本格的に議論の

表 145 神戸市連合青年団創立の経緯

大正10年 2月 8日	東須磨、下沢、切戸、西出町等15青年団体神戸連合青年会発会についての協議。
4月	神戸市会、大正10年度予算に青年団に関する調査費(3700円)計上。
7月14日～16日	大阪市主催、全国都市青年団代表者会に神戸市視学鈴木鑑太郎および市内16青年団代表参加。
9月 1日	鈴木鑑太郎、青年団係専任主事に就任。
10月	模範規則草案作成。
月 不 詳	皇太子(後の昭和天皇)外遊につき、市内で活動写真撮影。第1回陸上運動会開催(於 大倉山公園)。
大正11年 2月	神戸市参事会の青年団関係予算否決。
2月10日	湊雪青年団等12青年団、市長市会議長宛に決議書提出。
2月27日	神戸市会、青年団関係費計上。
4月29日	荒川蕩亀、青年団係書記就任。
9月26日	連合青年団創立に関する会議。
10月 3日～23日	第1回～第4回創立委員会。
10月27日	神戸市連合青年団創立総会。
11月 5日	神戸市連合青年団発会式。

組上にのぼるのは大正十年に入ってからである。これは、前年に出された第三回内務・文部両省訓令および次官通牒が、団員の最高年齢を二〇歳から二五歳に引き上げたこと、これまで市町村長、吏員、小学校長、教員等を指導者として官治的統制を強く押し出していた点を、団員の自治的経営に切り替えたこと、これらにより総じて青年団に対する制約がとれたこと、また、これをうけて市内の青年団数が、大正九年三月現在の三八団体から翌十年には約七〇団体へと飛躍的に増加をみたことが直接のきっかけとなったと考えられる。そして統一の目ざすところは青年団の補習教育機関化であった。なお、神戸市連合青年団創立にいたる経緯は、表14のとおりである。

こうして設立された神戸市連合青年団(市連青)は、最末端の単位青年団と市連合団およびその間に少し遅れて設けられた旧学区の連盟の三層からなっていた。市連青は、各単位青年団相互の連絡統一を図り、その進歩発達を助成することを目的とし、市教育課内に事務所を置き、団長には神戸市長が就任した。のちにも触れるとおり、この市の連合団は市より多額の補助をうけ、各単位青年団に比べて遙かに大きな財政規模をもち、それをもとに各青年団を強く結びつけていった。次に区ごとの連盟は、旧学区ごとに青年団の連絡統一を図るものであるが、特に団長にあたるようなものは置かず、各青年団の代表者会で選ばれる幹事のなかから幹事長一人を互選し、それを代表にあてる形式をとっている。また独自の財源をもたず、各青年団の拠出金と市費補助でなりたっていた。

単位青年 各単位青年団の特徴は「神戸市青年団準則」(大正十一年制定)によると、①青年団は「青年修養団の実態
ノ機関」と位置付けられた(第一条)、②活動内容は、補習教育、修養、講演会、体育および

第二節 学区の統一と地域住民組織の動向

表 146 神戸市各単位青年団团长の職業構成

職 業	人 数	割 合
官 公 吏	5	3.6%
校 長・教 員	10	7.2
農 業	3	2.2
工 業	9	6.5
商 業	67	48.1
医 師・薬 劑 士	16	11.5
会 社 員	15	10.8
神 官・僧 侶	3	2.2
請 負 の 他 職	1	0.7
そ の 無	7	5.0
	3	2.2
合 計	139	100.0

資料：兵庫県学務部社会教育課『兵庫県青年団名簿』（昭和4年）

「愛市の事業ニ奉仕」することとされた（第八条）、③団員は、正団員（一二歳以上二五歳未満の者）、特別団員（二五歳以上の者）、名譽団員（青年団に功勞のあつた者、特別の援助をなした者）の三種に分けられていた。このうち、特別団員や名譽団員は、各团长の推挙によって入団が認められるとされた。これによって都市青年団の懸案であつた壮年層までの加入が可能となつた。昭和五年では、団員三万一〇一四人中、正団員の数は二万二二六二人（七二%）、昭和七年では、三万一一七一人中一万六二九八人（五二%）であつたから、正団員以外の壮年層の占める比重が比較的高かつたことがうかがえる。そして、彼らが役員を占め、実際の運営を担つていった。そのうへ昭和七年の神戸市の青年人口約九万人と比較しても正団員の数は少なく、青年団は、決して市内の青年全てを網羅したものではなかつた。

各青年団の収入源は、主に団費、補助金、寄付金等からなつてゐるが、このうち、団費は、一人月額一〇

〜二〇錢程度で、それ以上の過重な負担は青年層の生活を圧迫し、ひいては彼等の青年団離れを招くので、団費にはあまり期待できなかった。

次に補助金は、毎年市より市連青に対して交付されている。昭和三年度を例にとると五六〇〇円で、これは市連青の収入総額九八六〇円の半分以上を占めていた。ただし、こう

表 147 県下各単位青年団団長の職業構成

(I) 市(神戸市は除く)

職 業	人 数	割 合
官 公 吏	3	6.8%
校 長・教 員	5	11.4
農 業	4	9.1
工 業	1	2.3
商 業	19	43.1
医 師	1	2.3
会 社 の 他 職	8	18.2
そ の 無	2	4.5
	1	2.3
合 計	44	100.0

(II) 郡

職 業	人 数	割 合
町 村 長	90	21.6%
官 公 吏	46	11.1
校 長	100	24.1
教 員	47	11.3
農 業	61	14.7
漁 業	1	0.2
工 業	4	1.0
商 業	14	3.4
医 師	3	0.7
会 社 の 他 職	15	3.6
神 官・僧 侶	6	1.4
そ の 無	13	3.1
不 明	3	0.7
	13	3.1
合 計	416	100.0

資料：『兵庫県青年団名簿』

した市費補助も、各単位青年団までには行き渡らないので、もっぱら町内有志らの寄付金が大きな財源となっていた。

こうした青年団を率いて実際の活動を担うのが団長以下の幹部である。表147は、昭和四年当時の幹部の職業構成を示したものであるが、農村部(郡)と違って官公吏や教員の割合が低く、商工業者、会社員、医師、薬剤師等の比重が高い(約七七%)。彼らが市連青や区連盟の役員をも同時に兼ねるのであって、市の青年団は、こうした都市の中間層と目される人々によって担われていたといえる。

単位青年団

各単位青年団が設立されるに至った背景を、いくつか具体例から示しておこう。

設立の背景

(1) 弁天青年会。この会は、大正十年、湊西区永沢町二、三丁目を対象に創設されたもので、市連青の結成にあたっては、団長が創立委員に任命されるなど、積極的な参加を果たしてきた。同会は、そ

の設立にあたって趣意書を作成しているが、その中では、まず第一次世界大戦後の国内外の状況を説明した上で、次に自らの設立意図を「抑も青年の教化指導の重責は勿論、地方改善問題の如きも一つに青年会の組織によりて解決せらるべき者尠ならず」（『弁天』）としている。このように「地方改善」と「青年の教化指導」を青年団の手によって実行しようとする動きは、当時多くの青年団に共通して見られたものである。

(2) 荒田青年公徳会。単位青年団設立の背景がより具体的にわかるものとして、荒田青年公徳会がある。この会は、大正十一年十月、湊東区荒田町に設立された。『神戸市連合青年団報』（第一号）に掲載された同会の沿革は、次のように記している。

荒田町は嘗て都市の発展に伴ひ一時場末となり、且つ燐寸工場などの建設されるに及んで、偶々この周囲へ群がり来た無自覚なる移住民は、自治的精神の涵養に務むることなく、勿論町の向上発展などに就ては、何等顧慮する処なく、その結果として、町の整頓を欠き不潔に流れ、博徒浮浪の徒集まり、果ては私娼の出没を見るに至る等、（略）返すくも遺憾の極みである。（略）是に於て、（略）町民の智識向上を計り、町内の改善発達を助けて、従来の汚名と蔑視を除去するに務むると共に範を他に示し得るの程度に進めんと云ふ大なる抱負と決心とを有する同志に依つて奮然として生れたのが、即ち我が荒田青年公徳会である。

この中には、かならずしもそのまま受けとることのできない部分もあるが、米騒動以後、都市の治安や風紀が社会問題となる中で、そうしたもののへの対応として青年会が結成されたことは注目される。

その他、市電第二期線敷設に際して、清盛塚移転問題につき市に陳情活動を行った切戸青年会（湊西区、大

正十年）など、地域や社会全体の改善を、青年団として主張しようとする動きはこの他にも枚挙にいとまがない。当時、社会問題の続出するなかで、自らの生活とそれをつつむ地域の改良を不可欠とする青壮年層の認識が青年団結成の背景となっていたといえよう。

修養団思想

と青年団

このように様々な利害関心を背景に設立された個々の青年団を、市の連合団に束ねた思想的支柱に、修養団の存在がある。

修養団とは、日露戦後、当時東京の青山師範在学中であった蓮沼門三が、「流汗鍛錬主義」、「同胞相愛主義」をモットーに組織したもので、渋沢栄一や新渡部稲造、東京高等工業学校校長手島精一らの支援のもと、大企業を中心に組織され、やがて全国化していった。

神戸市においては、兵庫実業補習学校校長岸田軒造および同校出身の網谷才一（書店主）らが中心となり、小泉製麻、川崎造船所、市電などを拠点に活動を広めていった。

大正二年四月、市内湊川小学校において同修養団の講演会が開催され手島精一が「工業者の修養」と題して行った講演に象徴されるように、修養団の活動は、単なる精神修養にとどまらず、実業教育の推進という側面をもっていた。大企業で行われた労働者修養のあり方が、青年団の担い手である都市中間層に受け入れられていった。

神戸市で相愛修養団を組織して活躍した網谷才一は、神戸市連合青年団の結成とともに、その理事に就任し、その活動の中心的存在と目された人物であり、また、補習教育の二カ年制の義務教育化と同時に、全青年団員の補習校就学を熱心に主唱しつづけた人物でもあった。こうした人物の活動によって、前に述べたと

おり、まだ一部の労働者しか就学できず大企業労働者の技能養成に偏りがちな実業補習教育が、青年団をと
おして、より広い青壮年層にも行われる可能性が開かれた。

5 屎尿汲取と衛生組合

衛生組合 第一次世界大戦期、教育問題と並んで触れなくてはならないものに、屎尿汲取の市営化問題が
の設立 ある。

神戸市における市街地の屎尿汲取は、明治初年には、家主が周辺農民に請け負わせ汲取らせていたが、日
清戦争後から、家主にかわり衛生組合という地域住民組織が、汲取業者と契約をとりかわすようになった。
以下、この衛生組合について触れておこう。

幕末開港以後、外国人居留地をひかえて、内外の交通の拠点となった神戸市は、また、各種伝染病の上陸
地となる危険も常にはらんでいた。事実、明治十九年に流行したコレラは市内で約二千人もの患者を出した。
衛生組合とは、こうした状況にかんがみ、明治二十四年六月、市条例「衛生組合及町村衛生委員設置方法」
の制定にもとづいて設立された、伝染病予防を目的とする地域住民の共同組織である。これは「衛生二〇戸
組合」とも呼ばれていたように、近世の五人組を模したものとしてイメージされていた。ただし、設置区域
は、当初から市内の各町・丁目、あるいは旧大字単位に置かれていた。発足当時、市内衛生組合委員の総数
は二七六人（神戸部一三七人、湊東部六七人、湊西部四七人、葺合部二五人）で、特に裏長屋などは、地主・家主が

表 148 衛生組合に関する法制の変遷

明治24年	市条例「衛生組合及町村衛生委員設置方法」および「衛生組合人心得」制定
30年	「伝染病予防法」制定
〃	県令「衛生組合規則」制定
31年3月	市条例「衛生組合仮方法」制定。
〃 8月	県令「伝染病予防法施行細則」制定。
36年6月	県令「衛生組合規約ニ関スル標準」制定。

組合長に指名された。

ところで、衛生組合に関する法制度は、明治三十六年、県令「衛生組合規約ニ関スル標準」が制定されるまで二転三転をみ(表148)、その間に、県―市の間で、その位置付けに関する対立が現われている。

その主たる対立点は、衛生組合を市の自治制の下に組み込むかどうかであった。市が明治二十四年に制定した「衛生組合及町村衛生委員設置方法」では、町村衛生委員(後の組合長と考えられる)は市会衛生常設委員による推薦と市参事会の任命により選出されると明記されていた。しかし、明治三十年県令「衛生組合規則」は、これを否定して役員は全てこれを組内で公選することとした。これに対し市は、県令には直ちに拠りがたいとして、条例「衛生組合仮方法」を制定、再び組合長の市衛生土木常設委員および市参事会による選出を認めた。こうした対立が続いた後、結局、県の主張が通されることとなる。すなわち県は、「衛生組合規則」とほぼ同内容を盛り込んだ「伝染病予防法施行細則」を定め、衛生組合の市の自治からの分離を確認、これに「規約ニ関スル標準」が加わり(「衛生組合仮方法」廃止)、これが、その後三〇年間にわたって、市内の衛生組合を規定してゆくことになる。

衛生組合の初期の活動は、伝染病予防救治以外の衛生にかかわるものにも積

極的にたずさわっていた。中でも、街路清掃や撒水など道路に関する事務は、当時県の警察の管轄下にあつて市に権限が与えられていなかったが、衛生組合がこれを請負う役割を果たしていた。また、衛生組合は貧困な住民に対する救済にも深くかかわっており、組合内の医師との特約による施療施薬や「無告の窮民」に対して組合費の中から金品などの供与を行っていた。

これらの活動を中心になつて担う役員には、組合内の公選によつて選出される組合長、副組合長、部長などがあり原則として名誉職（無給）とされた。階層的には、おおよそ地主・家主を中心に町内の中流に位置する世話役と目される人々がついていた。

衛生組合の財源は、主として屎尿売却代金と組合費の二種類からなっている。組合費は、通常、家賃に比例して月毎に徴収され、家持ちの負担額は役員の見立てによつて決定された。明治三十三年ころの組合費の相場は一戸一月三錢〜二円位であつた。徴収された組合費はその年の衛生組合予算に編成され、一部は積立金として組合財産を形成した。中にはかなり多額の財産を所有する衛生組合もあつた。この予算や財産の管理は組合長の権限とされたため、こうした経費支弁について組合長はかなり自由な裁量がみとめられていた。

明治三十三年 衛生組合が屎尿汲取契約を、家主にかわつて請け負うようになったきっかけは、明治三十三年に起こつた屎尿騒動であつた。

これは同年、兵庫県が汚物掃除法の実質的な施行細則として制定した県令第二八号において、従来の家主による自由契約の汲取処分をやめ、免許制による特定営業者の独占的汲取を定めたことに端を発している。

これにより、安価な肥料たる屎尿入手の途を失つた、林田区、須磨村、明石郡の各村などの市周辺の農民

は、同県令の実施延期を求めて長田神社などに結集、その内数百人が市役所へ殺到するなど物情騒然とした状況を呈した。また同様に、市内家主も同県令反対の陳情活動を展開している。

こうした中で、明治三十四年一月、妥協の方法としてとられたのが、衛生組合による汲取契約の請負であった。これは、一衛生組合以上の区域を担当し、県の指定営業者と同一の制規・条件に服すものに対して、衛生組合長の加印を添えて願書を提出した場合に、その営業を認めるというものであった。これにより、県は汲取の管理が可能になり、住民の側はより有利な条件で屎尿を売却しうる営業者を求めて一定の選択が可能となった。以後、売却された屎尿代価は組合の収入に組み込まれ、組合活動の主要な財源となっていく。

ただし、農民の側の要求はここでは充分汲み上げられなかったため、以後、明治三十八年に「汚物掃除法施行細則」制定により、特定営業者の下請けとして汲取が許可されるまで紛糾がつづいている。

日露戦争以降

日露戦争以降第一次世界大戦期にかけて、衛生組合が取り扱う事業は飛躍的に増大した。

の衛生組合

たとえば、明治四十一年九月、神戸市が実施した市勢調査において、衛生組合役員に調査を委託したことをはじめ、以後の国勢調査・失業調査等の委託、戸籍法改正に伴う寄留届未済者のための届書代筆（東尻池町）といった都市住民把握のための諸事務、日露戦争中の出征家族への生活補助や軍事公債応募（北長狭三丁目）、軍事奉公会への勧誘、凱旋兵士の歓迎といった軍事に関する事業、その他風俗改良、スラム改善や米騒動時の米の公売、治安、青年団への補助といったものまで、衛生にはとどまらない日常・臨時の広範な町内諸事務が、衛生組合によって処理されることになった。

屎尿汲取　こうして衛生組合は、行政と住民とをつなぐ上で重要な役割を果たす存在となってきたのであるが、他方、都市人口増大の影響をうけて、その主要な財源であった屎尿の処分が困難を極めるようになっていた。

神戸市の屎尿は、県指定の肥料会社、若干の個人業者および明石郡各村の農民が実際の汲取を行っていた。このうち、肥料会社は、市内約一〇万戸の汲取を行う最も有力なものであった。会社汲取が開始された明治三十三年頃は、神戸市行清合資会社、自衛株式会社、兵神肥料合資会社などがそれぞれ神戸部（行清、湊東部（自衛）、湊西部（兵神））を分担していた。汲取られた屎尿は、播磨、阿波、紀州地方へ売却された。しかし、これらの会社はこの時期にすでに払込資本金に対して一割以上の配当を見ることができないとさえ言われていた。

以後、会社そのものにも離合集散がみられ、また一方での人造肥料の普及による屎尿需要の低下および汲取人夫の労賃上昇は、さらにその経営を悪化させていった。そのため、人口の増加により年間七〇万石（大正八年）を超えるようになった屎尿を処分するには限界があった。こうして屎尿汲取の停滞が顕在化した。

他方、衛生組合もこのような問題に必ずしも有効な対処ができなかった。衛生組合には法人としての資格が与えられていなかったため、特に訴訟となると、煩雑な手続きが必要となった。大正四（一九一五）年、湊西区下沢通六丁目衛生組合では、肥料会社を相手どり起こした訴訟が却下されるという事件がおこっている。同衛生組合が提出した意見書は、「汲取業者は、警察権を以て協定し、妄りに増設せざるのみならず、営業以外の売買を厳禁せり。故に汲取業者は、此不潔物□を奇貨とし、契約せる代金の支払を為さざる者頻

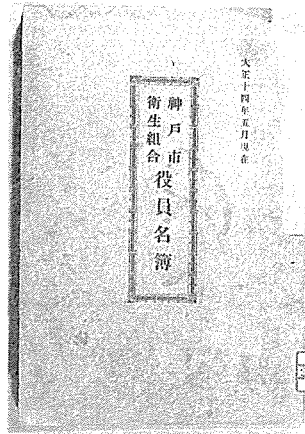


写真 35 『衛生組合役員名簿』

市による汲取実施の論議が浮上してきた。

屎尿汲取 屎尿汲取市営化の論議は、大正七年初頭、県市当局がその調査を開始したことにより本格化する。翌八年二月には、市内神港倶楽部において、市の主催の下、全市約三百の衛生組合長を一

堂に会して屎尿及び塵芥処分協議会が開かれ、屎尿の市による無償処分が多数決をもって可決されている。

この時期に衛生組合が屎尿市営化を支持した背景には、法制上の不備とともに、住民の生活環境改善を求める意識の高揚があったと言える。新聞投書欄に掲載された手厳しい衛生組合批判がそのことを示している。

近頃の糞尿の停滞は實際酷い。町の衛生部長や市役所の衛生課は眠っているのか。大掃除に蜘蛛の巣が一つ残ってゐても愚図々々文句を並べる癖に、こんなことでは衛生もクソもあつたものでない。籠棒ナ。

(『神戸』大正七年八月四日)

ヤイ、石井町外六ヶ村衛生組合の親分、金ばかりせしめるのが衛生かい。俺等百姓でもその位のこと

々たり」と会社を非難しつつも、他方では「組合は法人に非ざれば、私法上権利の主体なるを得ず」(『又新』大正四年六月十二日)という現実を認めざるをえなかった。

その中で大正三年、県の個人営業者に対する取締りが強化されたことを機会に、以後肥料会社は相互に協定を結び屎尿代価の値下げを図った。こうして、屎尿汲取の停滞と、肥料会社と衛生組合との対立が深刻化する過程で、第三者としての

知ってるぞ。モット溝でも浚へて綺麗にしゃがれ。(『神戸』大正七年八月八日)

この市営化は、大正八年ころまでは、衛生組合をはじめ住民の支持がとりつけられていたにもかかわらず、実際これを実施しようとする、その方法をめぐって政治問題化し、大正十年十月末に至るまでその解決を見ていない。以下、時期を追って市営化に至る経緯をみよう。

(1)大正八年。この時期は、県令「汚物掃除法施行細則」(明治四十四年制定)により、屎尿処分に關する権限が何ら市に与えられておらず、従って夏期に臨時汲取が市によって行われたにとどまっている。本格的な議論は、県令の改正(同年十二月十八日、実施は翌九年二月一日)により神戸市に処分権が与えられる大正九年以降となる。

(2)大正九年。県令の改正をうけて、鹿島房次郎市長より市参事会に提出された屎尿処分案は、しかし、市直営による汲取を全面実施するものではなかった。すなわち、市内を数区に分ち、従来の肥料会社や明石郡農会などに出来るだけ下請けをなすこととし、汲取の困難な山手方面七千戸のみを直営にするというものがある。しかも同案は、明石郡農会に対しては屎尿代価を徴取しながら、肥料会社に対しては全て無償払下げを行うとともに、梅雨期の汲取困難な時期には一荷当り五銭の補助金を支給することとしていた。これには各方面より非難が続出することになった。

結局、市会での議論の結果、市の原案は①契約期間を一年限りとして認め、会社への補助金は奨励費と訂正、②会社との契約を明石郡農会とのそれに準じるものに改訂すること、③汲取の申出がある場合、肥料会社と対抗関係にある衛生組合にも照会の上認可する、成績良好なものには同様の奨励金を出すこと等の条件

を付して可決した。

この段階で注目しておきたいものに、市議員丹下良太郎（市政研究会）が、対案として新聞紙上に公表した衛生組合の会社設立による汲取案がある。これは①屎尿塵芥を処分するための株式会社を設立、②その会社の株式は、市内各町衛生組合が購入、株主となる、③この会社に対して、市は従来の設備一切を無償で貸与する、④会社の収支が相償うものになるまで、市は相当の補助金を交付する、というものである。丹下自身、三宮町衛生組合の役員をつとめており、こうした屎尿市営化以後の衛生組合をいかに機能させるかは、市にも彼等役員にとっても焦眉の課題であったといえる。

(3)大正十年。ここで目立った動きとしては、屎尿加工場の建設案とそれに対する対象地域住民の反対運動がある。

屎尿加工場案とは、加工処分によって神戸市民の一日の排泄量の三分の一を処理し（硫酸、磷酸石灰製造）、その売却によりえられる収入によって、残りの三分の二を処理するという、市直営による屎尿汲取を実現しようというものである。

しかし、加工場の建設予定地とされた苅藻島（林田区）周辺住民からは、猛烈な反発がおこり、また同地が、神戸市西部の開発・工業地区化と交錯することもあって、結局立ち消えに至っている。

以上のような過程をへて、この問題がひとまず決着をみたのは大正十一年十月である。ここで可決された汲取方法は、俗に「浜渡し」案と呼ばれるもので①下請条件を変更し、汲取そのものは原則として市直営にする、ただ汲取った屎尿は搬出港において旧来の肥料会社によって組織された新会社に売却する、②明石郡

農民の汲取区域についてはそのままとする、③また、希望条件として、市内各衛生組合長に、屎尿汲取の取締りをひきつづき統一的に行わせるというものであった。③により衛生組合長による末端の監督権が継続して付与されることになった。これは完全な市直営とはゆかず、いくつかの点で旧来の汲取慣行を残したものであった。のちのように、定期的な汲取が行われるのではなく、衛生組合を通じて必要な時に住民が汲取を申し込むという形式をとっていた当時、このように監督権を衛生組合長がもつたことは、住民にとって、依然として衛生組合が汲取に携さわっているかのように見えたことであろう。

6 在郷軍人会

在郷軍人会 明治四十三（一九一〇）年、兵役を終了した者に引きつづき軍事訓練を加えこれを国民統制の結成 ために組織すべく帝国在郷軍人会が結成された。神戸市の在郷軍人は、神戸連隊区司令部の

もとに設置された帝国在郷軍人会神戸支部に編成された。

同支部の規約によれば、この帝国在郷軍人会神戸支部は、神戸市、および武庫・明石・加古・美藝・加東・多可・加西・印南の合計一市八郡を対象区域とし、市町村単位あるいは数カ村合同で分会を設置することとされた。ただし神戸市の場合は、当初市の分会の下に更に学区を単位に分会が設置された。

この帝国在郷軍人会神戸支部は、会員を正会員・特別会員・名誉会員の三種に分け、正会員は待命・休職・予備役・後備役・退役の将校・准士官・下士官兵卒とされた。また支部の活動目的を、軍人勅諭の奉戴、在

郷軍人の品位を高め親睦と相互扶助を行うこと、軍人精神の振作、軍人知識の増進におき、この目的を實現するために遙拝式、勅諭奉読、戦役死亡者の祭典、剣術会、射撃会、入退營者の歓送迎、軍事教育、遺族の優遇などの事業を行うものとされた。

大正期以降

しかし、こうして結成された在郷軍人会も、徐々に変化を見せる。神戸市においては、当初の

変化

学区単位におかれた分会も、湊区で大正二年に旧奥平野村を単位とする分会が結成されるなど、さらに小さな地域に分化する傾向を示す。

都市部における在郷軍人会では、産業別や企業別の分会設立の動きも注目される。神戸市においては、葺合警察署管内で川崎製鉄所が独自に分会を設置したことに始まり、昭和四年二月には、葺合署管内の全工場が連合した在郷軍人葺合工業分会が結成される。市内の大商店でも、たとえば昭和六年に三越神戸支店で独自に分会が設置されるなど同様の動きが見られる。さらに満州事変以降戦時色がしだいに高まる頃には、こうした企業別、産業別分会結成の動きが促進された。たとえば、日本がロンドン軍縮会議を脱退したことを契機に、昭和十一年一月には海上在郷軍人会が組織されている。これは、山下汽船、三井船舶など既設の海運系企業分会（十二分会）に、新設の日本郵船、大阪商船、辰馬汽船の三分会を合同したもので、会員数は一万人を超え、産業別の在郷軍人分会としては最大規模のものとなった。